

「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の留意事項について」—新旧対照表—

別添

(平成 28 年 3 月 31 日厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長、老健局総務課長連名通知)

(下線部分は改正部分)

新	旧
<p>雇児総発 0331 第 7 号 社援基発 0331 第 2 号 障 障発 0331 第 2 号 老 総発 0331 第 4 号 平成 28 年 3 月 31 日</p>	<p>雇児総発 0331 第 7 号 社援基発 0331 第 2 号 障 障発 0331 第 2 号 老 総発 0331 第 4 号 平成 28 年 3 月 31 日</p>
<p><u>最 終 改 正</u> <u>子 総発 0329 第 1 号</u> <u>社援基発 0329 第 3 号</u> <u>障 障発 0329 第 5 号</u> <u>老 総発 0329 第 2 号</u> <u>平成 31 年 3 月 29 日</u></p>	
<p>都道府県 各 指定都市 民生主管部 (局) 長 殿 中核市</p>	<p>都道府県 各 指定都市 民生主管部 (局) 長 殿 中核市</p>
<p>厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長</p>	<p>厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長</p>
<p>厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長</p>	<p>厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長</p>
<p>厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長</p>	<p>厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長</p>
<p>厚生労働省老健局総務課長 ( 公 印 省 略 )</p>	<p>厚生労働省老健局総務課長 ( 公 印 省 略 )</p>
<p>社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の留意事項について</p>	<p>社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の留意事項について</p>
<p>今般、社会福祉法人の会計処理の基準について、「社会福祉法人会計基準（平成 28 年厚生労働省令第 79 号）」及び「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて」（平成 28 年 3 月 31 日雇児発 0331 第 15 号、社援発 0331 第 39 号、老発 0331 第 45 号、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知）により示されたところであるが、別紙</p>	<p>今般、社会福祉法人の会計処理の基準について、「社会福祉法人会計基準（平成 28 年厚生労働省令第 79 号）」及び「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて」（平成 28 年 3 月 31 日雇児発 0331 第 15 号、社援発 0331 第 39 号、老発 0331 第 45 号、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知）により示されたところであるが、別紙</p>

「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の留意事項について」－新旧対照表－

(平成 28 年 3 月 31 日厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長、老健局総務課長連名通知)

(下線部分は改正部分)

新	旧
<p>のとおり、社会福祉法人における計算書類及びその附属明細書並びに財産目録の作成にかかる会計処理等の運用に関する留意事項を定めたので、貴管内社会福祉法人に対し周知徹底を図っていただくとともに、都道府県におかれては、貴管内の市（指定都市及び中核市を除き、特別区を含む）に対し周知を図るようご配慮願いたい。</p> <p>本通知の制定にあたり、「社会福祉法人会計基準の運用上の取扱い等について」（平成 23 年 7 月 27 日付雇児総発 0727 第 3 号、社援基発 0727 第 1 号、障障発 0727 第 1 号、老総発 0727 第 1 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長、老健局総務課長連名通知）は廃止する。</p> <p>なお、平成 28 年度決算にかかる計算書類及びその附属明細書並びに財産目録の作成については、「3 決算」の規定を除き従前の例によるものとする。</p> <p>別紙 「社会福祉法人会計基準の運用上の留意事項」</p> <p>－目次－ (略)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 予算と経理</p> <p>(1) 法人は、事業計画をもとに資金収支予算書を作成するものとし、資金収支予算書は拠点区分ごとに収入支出予算を編成することとする。</p> <p>また、資金収支予算書の勘定科目は、資金収支計算書の勘定科目に準拠することとする。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 会計帳簿は、原則として、拠点区分ごとに仕訳日記帳及び総勘定元帳を作成し、備え置くものとする。</p> <p>3～13 (略)</p> <p>14 基本金について</p> <p>(1) 基本金 (略) ア～イ (略) ウ 運用上の取り扱い第11(3)に規定する基本金について 運用上の取り扱い第11(3)に規定する施設の創設及び増築時等に運転資金に充てるために収受し</p>	<p>のとおり、社会福祉法人における計算書類及びその附属明細書並びに財産目録の作成にかかる会計処理等の運用に関する留意事項を定めたので、貴管内社会福祉法人に対し周知徹底を図っていただくとともに、都道府県におかれては、貴管内の市（指定都市及び中核市を除き、特別区を含む）に対し周知を図るようご配慮願いたい。</p> <p>本通知の制定にあたり、「社会福祉法人会計基準の運用上の取扱い等について」（平成 23 年 7 月 27 日付雇児総発 0727 第 3 号、社援基発 0727 第 1 号、障障発 0727 第 1 号、老総発 0727 第 1 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長、老健局総務課長連名通知）は廃止する。</p> <p>なお、平成 28 年度決算にかかる計算書類及びその附属明細書並びに財産目録の作成については、「3 決算」の規定を除き従前の例によるものとする。</p> <p>別紙 「社会福祉法人会計基準の運用上の留意事項」</p> <p>－目次－ (略)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 予算と経理</p> <p>(1) 法人は、事業計画をもとに資金収支予算書を作成するものとし、資金収支予算書は各拠点区分ごとに収入支出予算を編成することとする。</p> <p>また、資金収支予算書の勘定科目は、資金収支計算書の勘定科目に準拠することとする。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 会計帳簿は、原則として、各拠点区分ごとに仕訳日記帳及び総勘定元帳を作成し、備え置くものとする。</p> <p>3～13 (略)</p> <p>14 基本金について</p> <p>(1) 基本金 (略) ア～イ (略) ウ 運用上の取り扱い第11(3)に規定する基本金について 運用上の取り扱い第11(3)に規定する施設の創設及び増築時等に運転資金に充てるために収受し</p>

「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の留意事項について」－新旧対照表－

(平成 28 年 3 月 31 日厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長、老健局総務課長連名通知)

(下線部分は改正部分)

新	旧
<p>た寄附金の額とは、平成12年12月1日障企第59号、社援企第35号、老計第52号、児企第33号厚生省大臣官房障害保健福祉部企画課長、厚生省社会・援護局企画課長、厚生省老人保健福祉局計画課長、厚生省児童家庭局企画課長連名通知「社会福祉法人の認可について」<u>別紙</u>社会福祉法人審査要領第2(3)に規定する、当該法人の年間事業費の12分の1以上に相当する寄附金の額及び増築等の際に運転資金に充てるために収受した寄附金の額をいう。</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>15～16 (略)</p> <p>17 減価償却について</p> <p>(1) 減価償却の対象と単位</p> <p>減価償却は耐用年数が1年以上、かつ、原則として1個若しくは1組の金額が10万円以上の有形固定資産及び無形固定資産を対象とする。減価償却計算の単位は、原則として資産ごととする。</p> <p>(2)～(6) (略)</p> <p>18～23 (略)</p> <p>24 法人税、住民税及び事業税について</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 資金収支計算書への記載</p> <p>法人税、住民税及び事業税を納税する法人は、拠点区分資金収支計算書の事業活動支出の「その他の支出」に中区分科目として「法人税、住民税及び事業税支出」を追加するものとする。</p> <p>(3) 貸借対照表への記載</p> <p>法人税、住民税及び事業税のうちの未払額については、流動負債の部に「未払法人税等」の科目を設けて記載するものとする。</p> <p>また、税効果会計を適用する場合に生じる繰延税金資産及び繰延税金負債は、当該科目名をもって固定資産又は固定負債に区分して記載するものとする。</p> <p>25 (略)</p>	<p>た寄附金の額とは、平成12年12月1日障企第59号、社援企第35号、老計第52号、児企第33号厚生省大臣官房障害保健福祉部企画課長、厚生省社会・援護局企画課長、厚生省老人保健福祉局計画課長、厚生省児童家庭局企画課長連名通知「社会福祉法人の認可について」<u>別添</u>社会福祉法人審査要領第2(3)に規定する、当該法人の年間事業費の12分の1以上に相当する寄附金の額及び増築等の際に運転資金に充てるために収受した寄附金の額をいう。</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>15～16 (略)</p> <p>17 減価償却について</p> <p>(1) 減価償却の対象と単位</p> <p>減価償却は耐用年数が1年以上、かつ、原則として1個若しくは1組の金額が10万円以上の有形固定資産及び無形固定資産を対象とする。減価償却計算の単位は、原則として<u>各</u>資産ごととする。</p> <p>(2)～(6) (略)</p> <p>18～23 (略)</p> <p>24 法人税、住民税及び事業税について</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 資金収支計算書への記載</p> <p>法人税、住民税及び事業税を納税する法人は、拠点区分資金収支計算書の事業活動支出の「その他の支出」に中区分科目として「法人税、住民税及び事業税支出」<u>及び「法人税等調整額支出」</u>を追加するものとする。</p> <p><u>なお、重要性の原則により税効果会計を適用しない法人は、「法人税等調整額支出」の追加は不要となる。</u></p> <p>(3) 貸借対照表への記載</p> <p>法人税、住民税及び事業税のうちの未払額については、流動負債の部に「未払法人税等」の科目を設けて記載するものとする。</p> <p>また、税効果会計を適用する場合に生じる繰延税金資産及び繰延税金負債は、<u>その発生原因に関連した資産・負債の分類又は将来における税効果の実現する時期が貸借対照表日の翌日から起算して1年以内か否かにより、</u>当該科目名をもって<u>流動資産又は固定資産及び流動負債又は固定負債</u>に区分して記載するものとする。</p> <p>25 (略)</p>

「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の留意事項について」－新旧対照表－

(平成 28 年 3 月 31 日厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長、老健局総務課長連名通知)

(下線部分は改正部分)

新	旧
<p>26 関連当事者との取引について (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 関連当事者との取引に係る開示対象範囲</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 支配法人、被支配法人又は同一の支配法人を持つ法人との取引</p> <p>① 事業活動計算書項目に係る関連当事者との取引</p> <p>サービス活動収益又はサービス活動外収益の各項目に係る関連当事者との取引については、各項目に属する科目ごとに、サービス活動収益とサービス活動外収益の合計額の100分の10を超える取引を開示する。</p> <p>サービス活動費用又はサービス活動外費用の各項目に係る関連当事者との取引については、各項目に属する科目ごとに、サービス活動費用とサービス活動外費用の合計額の100分の10を超える取引を開示する。</p> <p>特別収益又は特別費用の各項目に係る関連当事者との取引については、各項目に属する科目ごとに1,000万円を超える収益又は費用の額について、その取引総額を開示し、取引総額と損益が相違する場合は損益を併せて開示する。ただし、各項目に属する科目の取引に係る損益の合計額が当期活動増減差額の100分の10以下となる場合には、開示を要しないものとする。</p> <p>② (略)</p> <p>27 (略)</p> <p>別添1～3 (略)</p>	<p>26 関連当事者との取引について (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 関連当事者との取引に係る開示対象範囲</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 支配法人、被支配法人又は同一の支配法人を持つ法人との取引</p> <p>① 事業活動計算書項目に係る関連当事者との取引</p> <p>サービス活動収益又はサービス活動外収益の各項目に係る関連当事者との取引については、各項目に属する科目ごとに、サービス活動収益とサービス活動外収益の合計額の100分の10を超える取引を開示する。</p> <p>サービス活動費用又はサービス活動外費用の各項目に係る関連当事者との取引については、各項目に属する科目ごとに、サービス活動費用とサービス活動外費用の合計額の100分の10を超える取引を開示する。</p> <p>特別収益又は特別費用の各項目に係る関連当事者との取引については、各項目に属する項目ごとに1,000万円を超える収益又は費用の額について、その取引総額を開示し、取引総額と損益が相違する場合は損益を併せて開示する。ただし、各項目に属する科目の取引に係る損益の合計額が当期活動増減差額の100分の10以下となる場合には、開示を要しないものとする。</p> <p>② (略)</p> <p>27 (略)</p> <p>別添1～3 (略)</p>